

自動継続 変動金利定期預金規定

<単利型規定>

第1条（自動継続）

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする次条のそれぞれの預入金額の区分に応じた変動金利定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、本項の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続したときはその継続日。本条および次条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率はその日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする次に掲げる預入金額の区分に応じた変動金利定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

- ① 預入金額が300万円未満の場合
……預入金額が300万円未満の変動金利定期預金の店頭表示の利率
- ② 預入金額が300万円以上1,000万円未満の場合
……預入金額が300万円以上の変動金利定期預金の店頭表示の利率
- ③ 預入金額が1,000万円以上の場合
……預入金額が1,000万円以上の変動金利定期預金の店頭表示の利率

ただし、この預金の利率について、本条の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第3条（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書（通帳）記載の中間利払利率（前条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、

小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間利払日数および証書（通帳）記載の利率（前条により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
 - (3) この預金を「定期預金共通規定」の第8条第1項、第4項および第5項により満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、次のとおり支払います。
 - ① 預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
 - A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

- b 1年以上3年未満……………約定利率×70%
 - B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - b 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - c 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - d 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - e 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条 (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」により取扱います。

<複利型規定>

第1条 (自動継続)

- (1) この預金は、証書(通帳)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする次条のそれぞれの預入金額の区分に応じた変動金利定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、本項の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条 (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続したときはその継続日。本条および次条1項において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率はその日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする次に掲げる預入金額の区分に応じた変動金利定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算出するものとします。

- ① 預入金額が300万円未満の場合
……預入金額が300万円未満の変動金利定期預金の店頭表示の利率
- ② 預入金額が300万円以上1,000万円未満の場合
……預入金額が300万円以上の変動金利定期預金の店頭表示の利率
- ③ 預入金額が1,000万円以上の場合
……預入金額が1,000万円以上の変動金利定期預金の

店頭表示の利率

ただし、この預金の利率について、本項の算出方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第3条 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書(通帳)記載の利率(前条により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金については前条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書(通帳)とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を「定期預金共通規定」の第8条第1項、第4項および第5項により満期日前に解約する場合の利息は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条 (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」により取扱います。

以上

(令和2年9月7日現在)
はくさん信用金庫